諮問日:平成29年8月7日(平成29年度(最情)諮問第49号)

答申日:平成30年1月19日(平成29年度(最情)答申第61号)

件 名:海外からの研修生・法曹関係者の報告書の不開示判断(不存在)に関する

件

答 申 書

第1 委員会の結論

「海外からの研修生・法曹関係者の報告書(過去1年分)」(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年5月31日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

韓国等からの来訪者が司法に関する研究のために裁判所で研修しているが, それらについて検討したのか不明である。

また,最高裁判所長官と米国最高裁判所長官の会議において,交流・研修を 実施する内容の取り決めがされたと思われるが,その結果が分からない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

海外からの研修生・法曹関係者が研修で我が国を訪問する機会はあるが、最高裁判所では、研修報告書の提出を受けておらず、研修結果について報告書を 作成することもない。

また、苦情申出人の主張は、平成27年に米国の連邦最高裁判所長官が我が

国の最高裁判所を訪問した際の意見交換を念頭に置いているものと思われる。 しかし,この意見交換を受けて,裁判官の研修に関し,司法研修所と米国連邦司法センターが交流を開始したが,本件開示申出に該当する期間において,米国からの訪問機会はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成29年8月7日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年11月10日 審議

④ 同年12月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、海外からの研修生・法曹関係者が 研修で我が国を訪問する機会はあるが、最高裁判所では、これらの者から研修 報告書の提出を受けておらず、研修結果についての報告書を作成することもな いとのことであり、このような説明内容が不合理とはいえない。

また、苦情申出人は、最高裁判所長官と米国最高裁判所長官の会議において、交流・研修を実施する内容の取り決めがされたと思われるなどと述べて、本件開示申出文書が存在する旨を主張する。しかし、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、平成27年に米国の連邦最高裁判所長官が我が国の最高裁判所を訪問した際の意見交換を受けて、裁判官の研修に関し、司法研修所と米国連邦司法センターが交流を始めたが、本件開示申出に該当する期間において、米国からの訪問機会はないとのことである。このような上記説明の内容が不合理とはいえず、そのほかに最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって,最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認め られる。 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審査委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	久	保		潔
委		員	門	口	正	人